



羅針盤

主幹 荒木 光弥

日本経済界の新しい時代認識 「グローバルサウスとの連携強化」

注目すべき提言

日本経済団体連合会（経団連）は、4月16日付で「グローバルサウスとの連携強化」（北側の先進国と南側の開発途上国との連携）に関する提言を発表した。

その内容は(1)国際情勢と日本の課題、(2)グローバルサウスとの連携強化の必要性和留意点、(3)連携強化のためのツール、(4)主要国・地域別の方針策定などである。ここでは日本経済界の時代認識に注目しながら、「国際情勢」と「日本の課題」「グローバルサウスとの連携強化」などに焦点を当てようとしている。

それでは、その提言を追ってみよう。現在、国際情勢に関しては、世界は対立、分断を余儀なくされており、グローバルサウスと称される途上国・新興国地域でも大きなマイナスの影響を与えているとしている。

他方では、地球温暖化による自然災害、環境汚染や乱開発などによる生態系の破壊も進行中として

いる。

そうした中で、グローバルなパワーバランスがグローバルサウスへと傾斜し、経済協力開発機構（OECD）や加盟国が世界経済に占める割合は、冷戦終結後の1990年（24カ国）の82.2%から、2022年（38カ国）には59.0%にまで低下。他方、2050年にはGDP上位10カ国中の3カ国が、2075年には6カ国がグローバルサウスの国々になると予測されている。

重視されるカーボンニュートラル

次に、日本に焦点を当てると、人口減少などで国内市場が縮小していく中であって、サプライチェーンの分断、外国による経済的威圧行為などの経済安全保障上のリスクに適切に対処することが求められ、次いでカーボンニュートラルの実現などに取り組みながら、特定国・地域に過度に依存しない形での“リ・グローバリゼーション”を進め、自由な貿易・投資を通じて海外の活力を取り込むこと

が不可欠であるとしている。

ここで、もう少し「カーボンニュートラル」や「リ・グローバリゼーション」について、その意味するところを深掘りしてみたい。カーボンニュートラルは直訳すると「炭素中立」である。周知のように、世界の気候変動は、二酸化炭素（CO₂）の排出増加を問題にしている。その増加の大きな要因は、石油や炭素など化石燃料の使用にあるとされている。化石燃料は、燃焼によってエネルギーが得られるが、その過程で化石燃料中の炭素（カーボン）が大気中の酸素と結合してCO₂となり、大気中に放出される。そしてCO₂は主要な温室効果ガスとなることで大気中のCO₂は純増する。

現代社会では、至る所でCO₂が大気中に排出されている。ところが、そのCO₂を減らすものも存在している。それは森林などの植物である。植物は光合成を通じて大気中のCO₂を酸素に変換することで、大気中のCO₂を減らすことができる。

特集

「法の支配」で人々を守れ 法整備支援の現在地と未来

「法の支配」への注目が高まっている。中国の台頭や、ロシアによるウクライナ侵攻が背景にある上、政治・外交的には、「民主主義」「民主化」の概念よりも広く受け入れられるという事情もある。

日本は1990年代前半から、各国で、法案の策定や法・司法制度の充実、司法アクセスの改善などの法整備支援に取り組み、高い評価を受けてきた。

日本による法整備支援の特徴と評価を探り、その未来を考える。

特別インタビュー

国際刑事裁判所 (ICC) 所長 赤根智子氏 世界に誇るべき日本の法整備と支援の実践

Zoom Up!

世界に広がった日本の法整備支援

1. それはベトナムから始まった

●市場経済転換で日本の経験に期待

弁護士/JICA法整備支援アドバイザー 森永太郎氏

●法曹専門家の派遣などで事業に貢献

法務省 法務総合研究所 国際協力部 副部長 野瀬憲範氏

2. 司法アクセスの改善を目指して

●政治体制に関わりなく市民の権利を守る

日本弁護士連合会 国際交流委員会 副委員長 外山太士氏

●「法テラス」モデルに情報提供サービス

弁護士/元JICA個別専門家 原若葉氏

●法の趣旨を生かす運用の仕組みが不可欠

(特活)ACE 副代表 白木朋子氏

3. 次代を担う人材を育てる

●日本語で日本法を学ぶセンターも各国に

名古屋大学 法政国際教育協力研究センター 村上正子氏

●日本との懸け橋 すでに次の世代へ

名古屋大学大学院 留学生・修了生

4. 「法の支配」から民主主義へ

●戦後日本の歩みを体現する

●示唆的なインドの法整備支援

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 志賀裕朗氏

●太平洋島しょ国やウクライナにも課題

衆議院議員 自民党 黄川田仁志氏

●アジアが世界の“裂け目”を癒やす

弁護士・IPAC日本ディレクター・元衆議院議員 菅野志桜里氏

●ASEANの高い評価を受け、世界へ

法務省 大臣官房 国際課

*関連記事 国際協力の道程 (p56～) 名古屋大学名誉教授 森嶋 昭夫氏

2018年3月、オランダ・ハーグの国際刑事裁判所（ICC）で、新判事としての宣誓をする赤根智子氏。ICC判事への就任は日本人として3人目。赤根氏は2024年3月、日本人として初めて、ICC所長に就任した=ICC提供



世界に広がった 日本の法整備支援

日本による各国の法整備支援は、ベトナムから始まり、続いてカンボジアやラオスでも実施された。その後、東アジア、中央アジア、南アジア、アフリカ地域にも広がり、対象分野も広がっている。



日本の支援によりコートジボワールで開設された
コールセンター＝原若葉氏提供

ウズベキスタン 2005年～

- ・倒産法注釈書(旧:民事取引を促進する法制度)プロジェクト
- ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト
- ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト

ウズベキスタン・キルギス・カザフスタン・ タジキスタン 2008～2013年

- ・中央アジア地域法制比較研究セミナー(ICD)

コートジボワール 2014年～

- ・司法アドバイザー(JICA個別専門家)
- ・仏語圏アフリカ刑事司法(JICA国別研修)
- ・仏語圏アフリカ刑事司法(JICA第三国研修)

アフリカ地域 2022年～

- ・アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査(JICA)
(対象国=ケニア、ガーナ、ナイジェリア)
- ・アフリカ地域司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる
情報収集・確認調査(JICA)
(対象国=ケニア、タンザニア、ルワンダ、ザンビア、マラウイ、
コートジボワール、セネガル、ニジェール)

法整備支援を理解するためのキーワード

法整備支援

「法の支配」の実現のために、「ルールの整備」「法を運用する組織の機能強化」「司法アクセス」の向上を図る取り組み。国際協力機構(JICA)は「法整備支援」と呼ぶが、法務省は「法制度整備支援」、日本弁護士連合会(日弁連)は「国際司法支援活動」と呼んでいる。

司法アクセス

人々が司法のルールについての知識を持ち、地理的・物理的障害、経済的障害、心理的障害をこえて、司法のしくみを活用できること。司法アクセスの改善のためには、法令の普及や啓発活動、法律相談、無償の弁護活動の提供などが重要とされる。

刑事事件(刑事司法)と民事事件(民事司法)

刑事事件は、国(検察官)が罪を犯した人に罪を問うことであり、検察官から起訴された人(被告人)について、その人が有罪かどうか、有罪なら、どのくらいの刑にすべきかを裁判(刑事裁判)で判断する。民事事件は主に市民(企業を含む)と市民(同)の間に生じる争いごとを扱う。

ケニア 2021年～

- ・非行少年・少女の保護・更生に関する
情報収集・確認調査(JICA)